

あま市消防団 災害時活動マニュアル



平成27年3月策定
令和7年9月改定

あま市消防団

はじめに

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るという任務を遂行するため、災害現場に出動します。

災害は当然のことながら、その都度様相を一変させ、1件の火災であっても時間の経過により危険度は増大します。また、緊張と興奮につつまれた中での煙や熱との戦いであり、体力的、精神的に疲労の度合いが大きく、冷静な思考力を持続し、安全を確保しつつ任務を完遂することは容易ではありません。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、2,000人を超える死者・行方不明者・負傷者が発生するとともに、16万棟を超える建物が損壊、また、道路・鉄道・橋梁等多数損壊するなど、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしたところではありますが、同時に、消防団に対しても多くの課題が提起されました。

さらに、当市におきましても、国の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、能登半島地震のような大災害がいつ起こってもおかしくありません。

消防団の特長は、①地域密着性、②要員動員力、③即時対応力と言われており、この特長を活かして活動することが住民にとって、より大きな「安全・安心」へと繋がるものですが、反面、この度の震災のように、消防団は初動時において最前線で危険と隣り合わせにいる立場であることを、しっかりと認識しなければなりません。

このことから、本市が火災、風水害、地震により被災した場合における消防団員としての基本的な行動や安全対策について、マニュアルを改訂しました。しかしながら本マニュアルはあくまでも「基本（原則）」であることを念頭に置き、この基本行動に加え、それぞれの地域で求められる活動、その裏に潜む危険性、そしてその危険から身を守るための方策について、今一度、分団内で話し合い、各自が認識するとともに、訓練や研修を重ねておくことが重要であると考えます。

本マニュアルが活用されるような災害が発生しないことを望みますが、万が一の有事の際には、より多くの市民に安全・安心を与え、同時に、活動する消防団員にとっても自らを守るための教本となることを期待します。

令和7年9月

あま市消防団長 齋 藤 康 仁

目 次

第 1 編 火災編

第 1 章 個々の行動手順（基本パターン）	1
-----------------------	---

第 2 章 具体的な行動手順

1 出動するに当たり	2
2 出動指令の流れ	3
3 出動時の留意事項	3
4 水利部署時の留意事項	4
5 ホース延長時の留意事項	4
6 送水時の留意事項	4
7 屋内進入時の留意事項	5
8 高所進入時の留意事項	5
9 筒先部署での留意事項	5
10 注水活動時の留意事項	6
11 破壊作業時の留意事項	6
12 交通誘導・消防警戒区域設定時の留意事項	7
13 残火処理時の留意事項	7
14 引揚げ時の留意事項	7

第2編 風水害編

第1章 個々の行動手順（基本パターン）	8
---------------------	---

第2章 参集までの具体的な行動手順

1 参集するにあたり	9
2 参集途上での活動	11
3 参集場所に到着	11

第3章 参集後の具体的な行動手順

1 危険区域の警戒、監視	12
2 水防活動	12
3 広報活動	13
4 避難誘導	15
5 その他	15

第3編 地震編

第1章 個々の行動手順（基本パターン）	16
---------------------	----

第2章 参集までの具体的な行動手順

1 地震が来たら	17
2 津波浸水退避ルール	18
3 参集するにあたり	19
4 参集途上での活動	21
5 参集場所に到着	22

第3章 参集後の具体的な行動手順	23
------------------	----

第4編 安全管理と活動のポイント

1 避難誘導	26
2 捜索・救助	26
3 火災防ぎよ	27
4 応急救護	27
5 現場指揮	27

第5編 心のケア

1 惨事ストレスの原因	29
2 惨事ストレス体験後の典型的な反応	30
3 理解と解消法	31

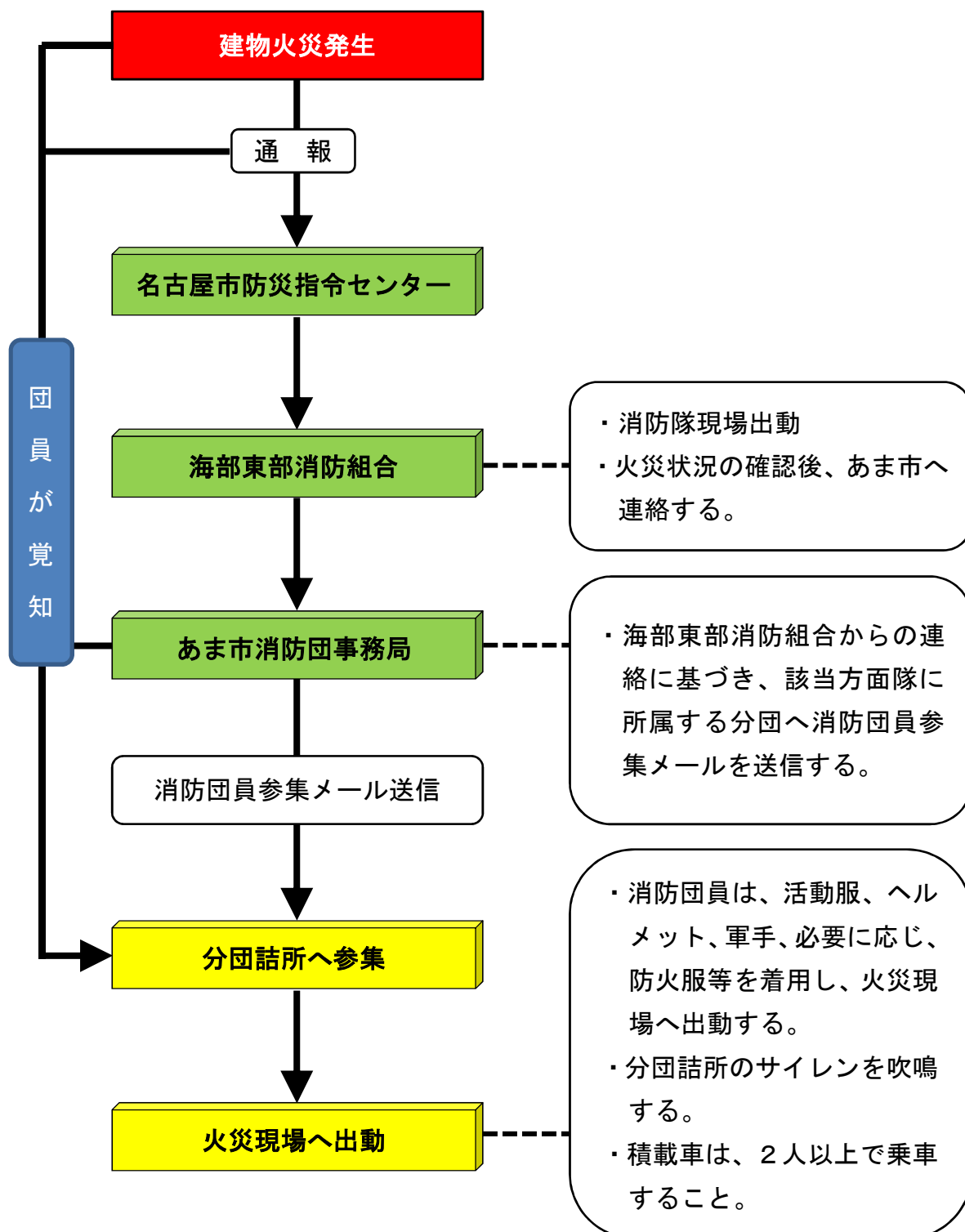
第6編 消防団資機材等整備目標

資料編

1 あま市消防団分団区域図	35
2 分団詰所	36
3 耐震性防火水槽（全て埋設）	37
4 指定避難所	40
5 水防倉庫及び備蓄資機材	41
6 関係機関連絡先	43
7 各予警報の基準地点等	45
8 重要水防箇所	46
9 緊急輸送道路	47

第1編 火災編

第1章 個々の行動手順（基本パターン）



第2章 具体的な行動手順

1 出動するに当たり

【市消防団火災出動基準】

区 分	出 動 基 準	召集規模
第1次出動	火災覚知と同時に当該火災現場の区域を管轄する分団が出動し、初期防ぎよ及び消防警戒区域設定等の任務に当たるものとする。	該当する分団が対応
第2次出動	消防団長の命令により、当該火災現場の区域の方面隊に所属する分団が出動し、その任務に当たるものとする。	消防団員参集メールにて該当する方面隊へ召集
第3次出動	第2次出動に更に増強の必要があるとき、又は同時若しくは連続して火災が発生したときは、消防団長の命令を受けた分団が出動し、その任務に当たるものとする。	消防団員参集メールにて全団員を召集

※海部東部消防組合消防長又は消防署長が、団長を通じて命令したときは、市外での活動を行う場合があります

【出動区域】

火 災 発 生 区 域	第 1 次出動	第 2 次出動	第 3 次出動
甚目寺	第 1 分団	東方面隊	全団員
本郷、坂牧	第 2 分団		
下萱津、中萱津、上萱津	第 3 分団		
栄、西今宿	第 4 分団		
森、方領、石作、小路	第 5 分団	北方面隊	
新居屋	第 6 分団		
二ツ寺、東溝口、花長、富塚、古道	第 7 分団		
木田、花正、木折、金岩	第 8 分団	西方面隊	
蜂須賀、森山、中橋、丹波	第 9 分団		
篠田、北苅、小橋方、乙之子	第 1 0 分団		
沖之島、遠島、安松、秋竹	第 1 1 分団		
桂、下田、川部	第 1 2 分団	南方面隊	
伊福、下之森、徳実	第 1 3 分団		

2 出動指令の流れ

- ① 119番通報者から名古屋市防災指令センターに火災情報



- ② 海部東部消防組合へ出動指令



- ③ 建物火災を認知した時点であま市消防団事務局（危機管理課）へ連絡



- ④ 消防団員参集メール及びサイレン吹鳴にて団員を召集



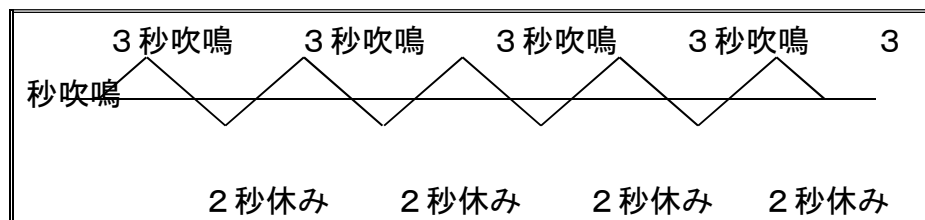
- ⑤ 火災現場にて団長の指揮の下、活動する。

※消防団長不在時には、副団長の指揮下で活動を行い正副団長不在時には、海部東部消防組合指揮本部へ向かい、人員報告等を行い、活動指示を受ける。

3 出動時の留意事項

出動に際しては、原則として活動服、ヘルメット、手袋を着用し、各分団詰所へ参集し、火災発生時のサイレンを吹鳴する。

《火災発生時サイレン吹鳴基準》



必要に応じ、防火服等を着用して、消防団積載車に2人以上が乗車し出動旗を掲げて、出動する。

車庫から出動するときは、誘導員を配置し、歩行者や一般車両に注意喚起し、安全を確認する。

《積載車走行上の留意事項》

- (1) 赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、T字路、一旦停止場所等においても同様とする。
- (2) サイレンを鳴らしていても、他の車両は直ちに道を譲らないことがあるため、優先通行権を過信してはならない。
- (3) 一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両の速度とする。
- (4) 高さ・重量制限等のあるところは、自分の隊の車両を確認して通行する。

- (5) 拡声器等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意喚起する。
- (6) 火や煙が見えると、それに気をとられ注意力が欠落しやすいので、運転者はもちろん全員で前方を注意するとともに、車両ミラーなどによって周囲の交通状況に目配り、進行する。

4 水利部署時の留意事項

- (1) 水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の団員の行動に注意する。
- (2) 消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管を伸長してから開放し、消火栓開閉器具は、吸管離脱まで抜かないこと。又、水槽等の蓋を開けた場合、必ず団員はそこを離れない。
- (3) 吸管伸長時は、吸管のはね返りやつまずきに注意し、消火栓等に結合したら必ず吸管の緊着状態を確認する。
- (4) 消火栓、貯水槽、防火水槽等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、ロープ又はコーンなどで表示し、注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- (5) 塀越し等の水利に部署するときには、梯子等を使い2名以上の団員が協力して行う。
- (6) 河川等転落危険のある水利は、ロープ等で身体を確保して吸管投入等の作業を行う。

5 ホース延長時の留意事項

- (1) ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通誘導を行う。
- (2) 手びろめ延長時は、結合金具及び筒先等の落下やホースバンド、ホースのたれ下がりに注意する。
- (3) 軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行とならないよう延長する。
- (4) 塀等を乗り越え延長するときは、積載の梯子等を活用する。

6 送水時の留意事項

- (1) 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- (2) 予備送水は、筒先位置が確認できる場合のみとし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- (3) 見通しのよい場所でも、梯子等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水態勢を完了してから送水する。

- (4) ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は徐々に開放する。

7 屋内進入時の留意事項

- (1) 進入前に上部を確認し、瓦等の落下しやすい物があるときは、周囲の消防団員等に注意を促し、とび口やストレート注水で排除してから進入する。
- (2) 送水前の筒先進入は、内部進入し過ぎないようにする。又、送水前の筒先は放置しない。
- (3) 階段、敷居、段差等でつまずき、踏みはずし及び踏み抜きに注意し、足元を確認しながら進入する。特に夜間は照明器具を活用する。
- (4) 延長ホースを踏み又はつまずき、転倒したり捻挫したりするので、ホースは踏まない。
- (5) 石造、レンガ造の建物は、構造材に鉄筋等が使われていないため、一部が崩れると、未燃部分まで一挙に倒壊する危険があるので不用意に進入しない。
- (6) 木造、防火造の店舗等は、外観上は堅固に見えるが、内部の柱や木ずりが燃焼すると一挙に倒壊する危険があるので、内部の燃焼状況に配意し、確認した後に進入する。
- (7) 染色、皮革、メッキ工場、化学薬品工場等には、各種薬品槽があるので、不用意に進入しない。

8 高所進入時の留意事項

- (1) 積載はしごを架ていする基底位置は、平坦でかつ堅固な場所を選定する。
- (2) はしごの架てい角度は75度とし、窓等の開口部に架ていするときは、主かんを窓枠、柱に寄せ横振れ等を防止する。
- (3) はしごを登降するときは、下部ではしごを確保するか、先端をロープ等で固定する。
- (4) はしご上で放水や破壊作業をする時は、命綱で身体を確保し、作業姿勢を安定させる。
- (5) 他分団が架ていしたはしごは無断で移動しない。
- (6) 窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確かめてから進入する。
- (7) 屋外から窓等を開放するときは、側方に位置し徐々に行く。
- (8) スレート屋根や塩化ビニール等の屋根上でやむなく活動するときは、厚板や梯子等で足場を確保するほか梁又はさん(ビス止め部分)の上を歩くようにする。

9 筒先部署での留意事項

- (1) モルタル壁体や※パラペット等は、火災初期から中期でも倒壊の危険があるの

で、倒壊が予想される場合は、ロープ等で危険区域を設定し、立ち入りを禁止する。

- (2) 木造、防火造建物は、床抜けの危険があるので、部屋の隅や窓際等で行動する。必要によりはしご等で足場を確保する。
- (3) 屋根上で注水するときは、ホースを棟上で蛇行させてホースのずれ、転落を防止するとともにロープ等で自身の転落防止を行う。また、積雪、凍結している屋根には登らない。
- (4) 柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- (5) 倉庫や工場等の収容物の集積場所では、荷崩れが発生しやすいので、安全な距離をとる。

※パラペットとは、屋上やバルコニーの縁など、建物の外周に設けられた低い立ち上がり壁のこと

10 注水活動時の留意事項

- (1) 筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できる限り2人以上で担当し、安全を確保する。
- (2) 筒先を離すと危険である。高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり、噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットとし、その旨を機関員に伝え圧力を下げさせる。
- (3) 注水するときは、火煙等の吹き返し危険を避けるため開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行う。
- (4) 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気・熱湯になりはね返る危険があるので、注水は噴霧等を適宜用いて行う。
- (5) 染色、皮革、メッキ工場、化学薬品工場等にある各種薬品槽、焼き入れ炉等にストレート注水は行わない。
- (6) 防火造建物のモルタルの亀裂、ふくらみに注意し、必要に応じ行動を規制する。
- (7) 神社仏閣等の建物は、庇部分が長く出ているため屋根材が回廊部分に落下しやすいので、回廊部分の通行や車両部署は避ける。

11 破壊作業時の留意事項

- (1) 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- (2) ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- (3) 高所で破壊をするときは、命綱で身体の安全を確保する。破壊物は、落下させない措置をとり、落下危険周囲にはロープ等で明示し、団員等の進入を規制する。

- (4) トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し、手足等の切創等に注意し実施する。
- (5) 大ハンマ、オノ、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

12 交通誘導・消防警戒区域設定時の留意事項

- (1) 火災時は、消防車両が路上駐車することとなるため、交通誘導を行うよう必要な人員を確保する。
- (2) 交通誘導を行う際には、誘導棒等を使用し、交通事故等に留意しながら実施する。

13 残火処理時の留意事項

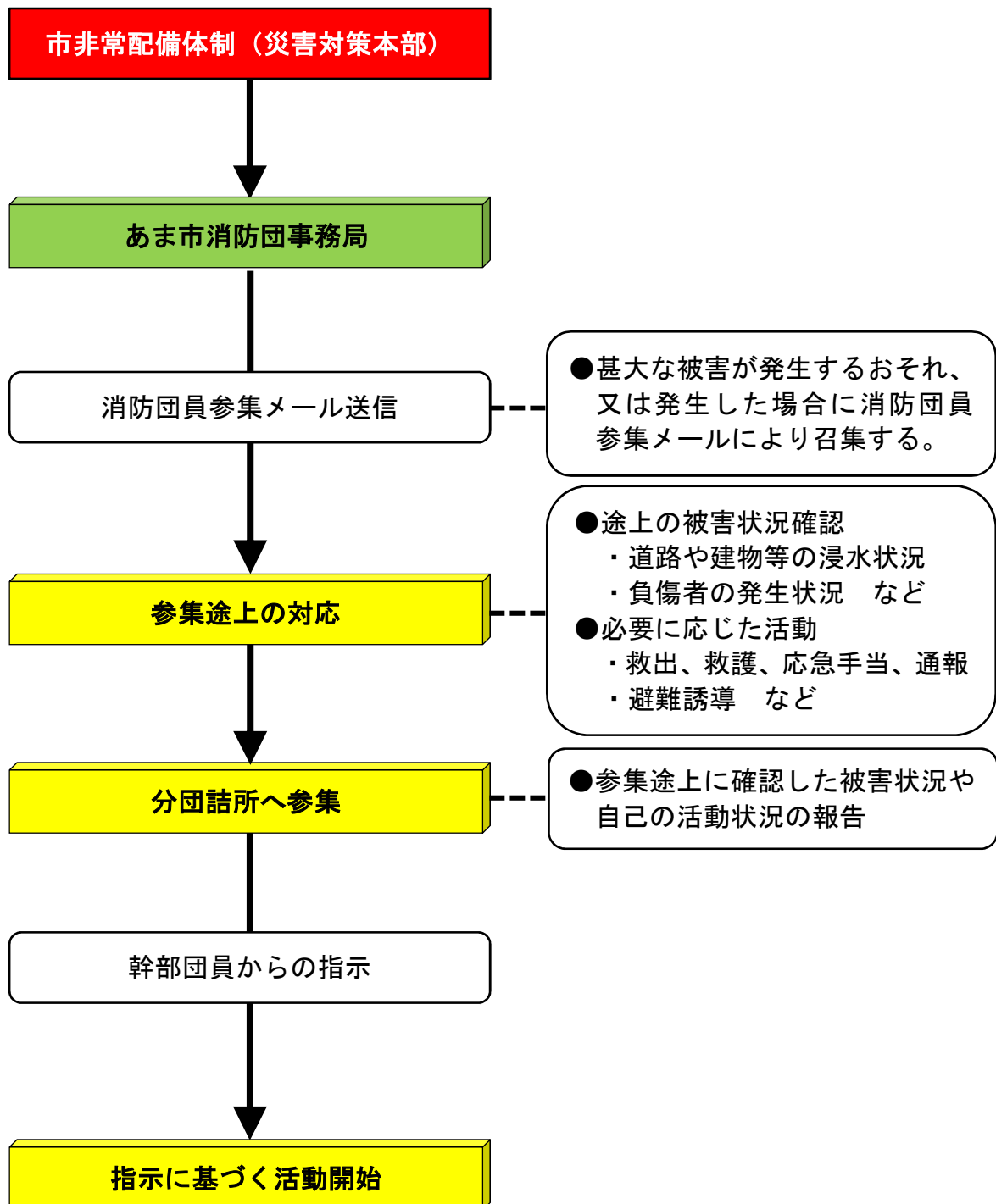
- (1) 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- (2) 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- (3) モルタル亀裂・ふくらみ等や柱等の焼け状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- (4) 放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし小股で慎重に歩く。
- (5) とび口等で作業を行う場合は周囲に作業スペースをとるなど二次災害を起さないよう留意する。

14 引揚げ時の留意事項

- (1) 現場で使用した資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- (2) 使用した水利の確認。使用した防火水槽の注水や蓋の確認は必ず行う。
- (3) 疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、要所要所で呼称による確認を行うなど注意力の持続に努める。
- (4) 帰隊後は直ちに資機材の積み替えを行うとともに、使用したホースの洗浄、可搬ポンプの放口、吸口、ドレンコック等を確実に閉鎖するなど次の出動に備える。

第2編 風水害編

第1章 個々の行動手順（基本パターン）



第2章 参集までの具体的な行動手順

1 参集するにあたり

【市災害対策本部配備基準及び消防団員参集基準】

非常配備の基準		時期		消防団参集基準
		始期	終期	
第1非常配備	準備配備	1 次の注意報のうち、いずれかが市内に発表され、市長公室長が指令したとき。 (1) 強風注意報 (2) 大雨注意報 (3) 洪水注意報 2 その他、市長公室長が必要と判断したとき。	注意報が解除されたとき、又は初動体制に移行した場合。	召集なし
	初動体制	1 次の警報のうち、いずれかが市内に発表され、市長公室長が第1非常配備を指令したとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 2 河川の警戒水位を超過するおそれがあるとき。 3 その他、市長公室長が必要と判断したとき。	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、市長公室長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集

第2非常配備	警戒体制 (災害対策本部 設置)	1 初動体制をとるべき警報が発表され、本部長が相当な被害発生を勘案し、第2非常配備を指令したとき。 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めたとき。 3 河川の危険水位を超過するおそれがあるとき 4 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集
第3非常配備	非常体制 (災害対策本部 設置)	市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、本部長が第3非常配備を指令したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。	消防団員参集メールにて召集

※消防団員参集メール又は分団連絡網により参集指示がされる。

【服装等】

- 活動服、カッパ、ヘルメット、作業用手袋、ライフジャケットなど。冬期間などは特に防寒対策も考慮する。(消防団被服を着用できない場合は、極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。)
 - 情報収集・伝達のため、ラジオや携帯電話などの持参
 - その他(タオル、懐中電灯、メモ帳・筆記具など)
- ※ 参集に備え、日ごろから準備をしておく。

【参集場所】

- 団長、副団長、方面隊長・・・あま市役所
- 他団員・・・各分団詰所

2 参集途上での活動

【情報収集、被害状況把握】

- 交通の状況（道路交通障害、道路冠水 等）
- 施設の状況（床上床下浸水、強風等による損壊 等）
- その他必要事項

【災害対応】

- 通報・駆込み等による消防隊等の出動要請
- 必要に応じ、避難情報の広報、避難誘導、救出、応急手当
- その他

3 参集場所に到着

- 参集途上に把握した情報や活動内容の報告、取りまとめ
- 参集状況の報告、取りまとめ
- 活動拠点が被災により使用不能な場合は、代替活動拠点への移動
- 必要に応じた通報（関係機関への出動要請）

第3章 参集後の具体的な行動手順

【班編成及び行動】

- 正副団長及び方面隊長は、消防団指揮本部として、参集する。
- 分団は、以下を考慮しながら、分団長等の裁量により柔軟に対応する。
 - ・参集状況（人数）に応じた班編成
 - ・発生している災害の規模や種類に応じた班編成
 - ・消防団指揮本部や市災害対策本部からの活動指示・要請に対応できる班編成

1 危険区域の警戒、監視

- 氾濫のおそれがある中小河川を有する分団にあっては、その水位に特に注意する。
- 危険地域内の警戒、巡視は、危険を伴うおそれがあることから、分団単位の活動を原則とし、自身の安全確保に努める。
- 警戒、監視中に、被害が発生するおそれ、又は被害の発生を確認したら直ちに消防団指揮本部に連絡するとともに、通行止め等できる限りの応急措置を実施する。

2 水防活動

- 積載車の駐車位置は、活動、避難等の支障にならない場所を確保する。
- 各方面隊及び各分団は、集合時並びに作業終了時には人員の点検を行う。
- 各分団は、無線（電話）担当者を指定し、消防団指揮本部の指揮命令並びに情報伝達を円滑に行う。
- 夜間においては、積載車の照明器具、投光器、発電機等を使用して活動にあたる。
- 安全管理者を配置し、危険と判断した場合は、その場から退避し作業事故防止と二次災害発生防止に努める。
- 水防活動資機材については、水防倉庫から調達し、又不足による必要な資器材は、消防団指揮本部に連絡し早めに確保、運搬に努める。

3 広報活動

- 消防団指揮本部からの要請により、積載車で「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」周知のための広報活動を実施する。
- 運転者とアナウンスする団員の2名以上が乗車する。
- 区域内を効果的に広報するために、あらかじめ順路を決めておく。
- 広報中は、安全を確認できた後、停車してアナウンスする。
- 同乗者はゆっくり、はっきり、大きな声で実施する。

《広報文例》

注意喚起広報

- ① あま市消防団です。
〇〇区の皆さん、大雨洪水警報が発令され、〇〇川の水位が上がってきました。十分に注意してください。
- ② あま市消防団です。
〇〇区の皆さん、大型の台風が近づいています。気象情報などを聞き、十分に注意してください。

警戒レベル3 高齢者等避難広報

- あま市消防団です。
- 〇〇川の水位が上昇し、〇〇区に「警戒レベル3・高齢者等避難」情報が発令されました。次に該当する方は、避難を開始してください。
- 1 お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
 - 2 川沿いにお住まいの方
- は、避難を開始して下さい。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。
- それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと判断した場合は、早めに避難をしてください。

警戒レベル4 避難指示広報

あま市消防団です。

〇〇川の水位が上昇し、〇〇区に避難指示が発令されました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

警戒レベル5 緊急安全確保広報

氾濫前

あま市消防団です。

〇〇川の水位が上昇し、〇〇区に「緊急安全確保」が発令されました。〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。まだ避難していない方は、緊急に避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。

4 避難誘導

- 避難者には、避難すべき理由（危険の状況）、経路及び避難先を伝達する。
 - 付近住民と協力しながらできるだけ早めに集団避難するようにする。
 - 客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者を優先するよう努める。
 - 誘導にあたっては、危険と思われる経路は避け、安全に避難できるよう努める。
 - 夜間においては、照明器具、誘導ロープ等を効果的に活用する。
 - 避難者に対し過重な携行品は除外するよう指導する。（携行品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。）
- ※洪水時に歩ける水深は、一般的に男性 70cm、女性 50cm、子供 30cm が目安で、水深が膝下の高さとなる。

5 その他

- 警戒活動（道路、橋梁等の交通規制）
- 防災関係機関の被災地への誘導案内
- 災害復旧活動

《「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」について》

高齢者等避難

災害の発生する可能性が高まった状況で、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、特に避難行動に時間を要する高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの

避難指示

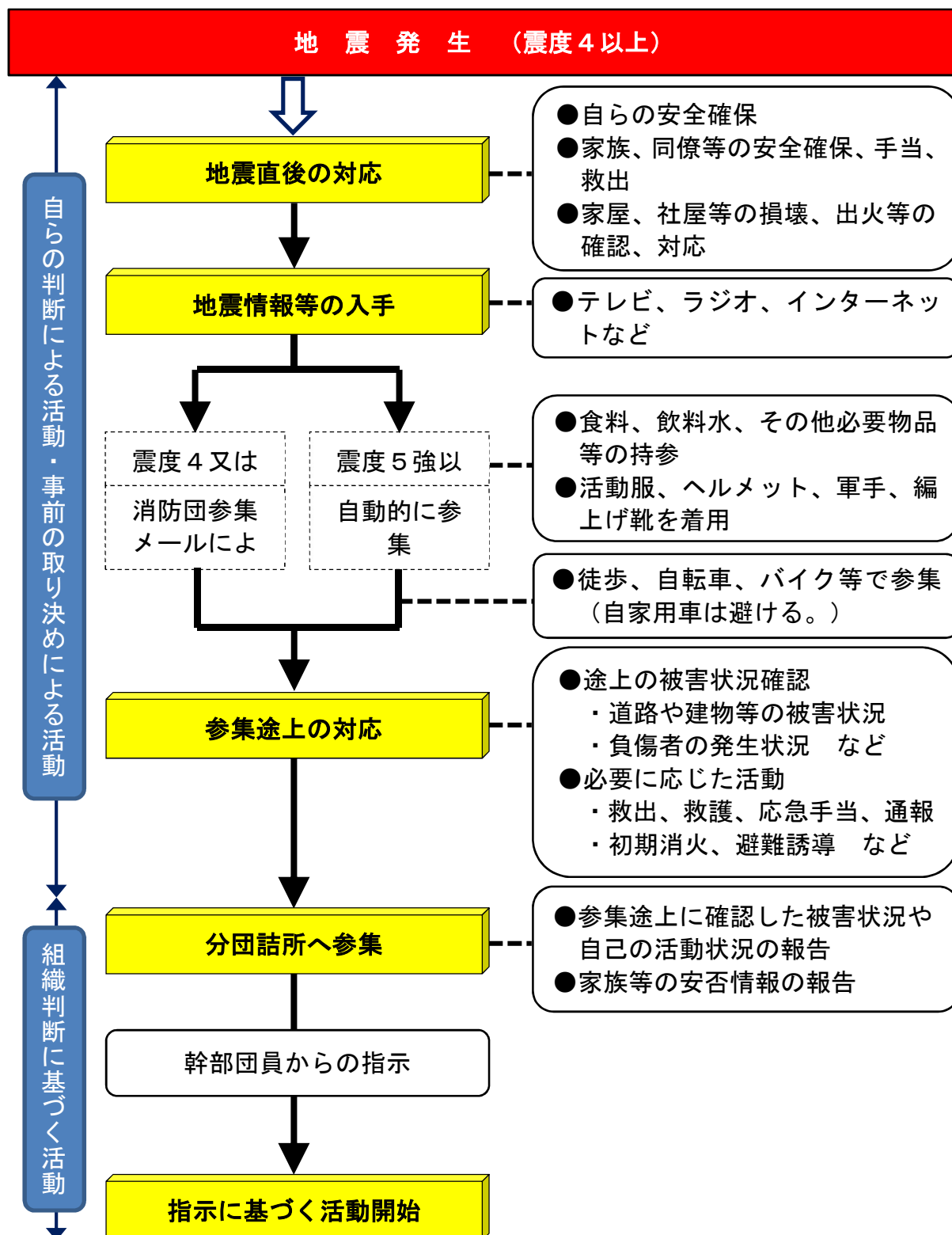
通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの

緊急安全確保

災害の発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）の状況で、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保するもの。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないもの

第3編 地震編

第1章 個々の行動手順（基本パターン）



第2章 参集までの具体的な行動手順

1 地震が来たら

【身の回りで対応】

- 自らの安全確保
- 家族、同僚等の安全確保（避難指示、避難誘導）及び応急手当、救出
- 自分の居る場所（自宅、職場など）及び近隣の被害状況把握、初期消火等の対応
- 余震や警報に基づく二次被害への注意喚起
- 近隣への出火防止等の呼びかけ（消火、ガスの元栓閉止、ブレーカー遮断など）
- 関係機関への通報

【情報収集】

- テレビ、ラジオ、インターネット等による地震情報・警報等の確認
- 消防団員参集メールによる地震情報の確認（あま市に震度4以上で自動配信される。）
- 南海トラフ地震に関連する情報（気象庁）

◎南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している情報 あま市は、第1非常配備準備配備となる。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震が発生したと認められた場合に発表される情報 ●想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で地震が発生したと認められた場合 ●短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 あま市は、第2非常配備警戒体制となる。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震が発生したと認められた場合に発表される情報 あま市は、第3非常配備初動体制となる。
---------------------	---

ポイント

- 地震発生後の火の始末や初期消火、また、生き埋めの救出については一刻も早く着手することが重要であり、まずは消防団員自らの居る場所及びその近隣において、出火防止（火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカーの遮断など）について呼びかけを行うとともに、火災が発生している場合は近隣住民に協力を求めて消火活動を行う。
- 倒壊した建物を発見した場合は、関係者と接触して要救助者の有無について確認を行い、救出の必要がある場合は、同様に近隣住民に協力を求め、また必要資機材の提供を求めて救出にあたる。
- 津波警報の発令など、被害が拡大するおそれがある場合は、避難の呼びかけや誘導などを行いながら、安全な場所へ避難する。

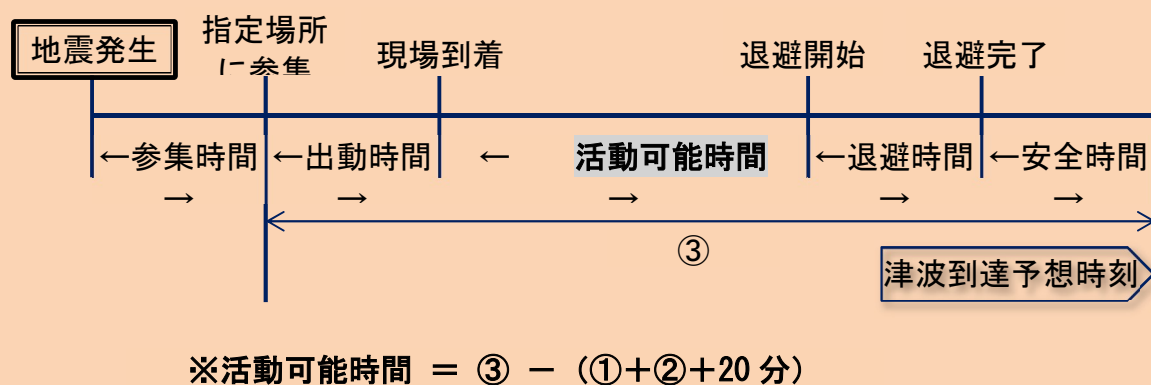
2 津波浸水退避ルール

- 津波浸水想定区域内にある分団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。
- 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「出動時間」（指定場所から現場到着までに要する時間）、「退避時間」（安全な場所等へ退避するために要する時間）、「安全時間20分」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定する。
（例 津波到達予想時刻が15時30分の場合、退避時間を5分間とすると、活動可能時間は15時5分までとなる。）
- 分団長は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。
- 分団長は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。
- 津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合に

は、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することとする。

- 津波による浸水が予測される地域では、津波警報が解除されるまで、一切の消防活動を行わない。

活動可能時間判断例（活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避）



3 参集するにあたり

【市災害対策本部配備基準及び消防団員参集基準】

非常配備の基準		時期		消防団参集基準
		始期	終期	
第1非常配備	準備配備	1 市内で震度4を観測した地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集
	初動体制	1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において市長公室長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震注意	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、市長公室長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集

		情報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。		
第2非常配備	警戒体制 （災害対策本部設置）	1 市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集
第3非常配備	非常体制 （災害対策本部設置）	1 市内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 津波警報が発令されたとき。 4 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。	全団員を召集

※消防団員参集メール又は分団連絡網により参集指示がされる。

※震度5強以上の地震が発生した際は、全団員が各分団詰所等に自動的に参集する（第3非常配備体制が発令されたとみなす）。

【服装等】

- 活動服、ヘルメット、作業用手袋、編上げ靴など。冬期間などは特に防寒対策も考慮する。（消防団被服を着用できない場合は、極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。）
 - 食料や飲料水の持参
 - 情報収集・伝達のため、ラジオや携帯電話などの持参
 - その他（タオル、懐中電灯、メモ帳・筆記具など）
- ※ 参集に備え、日ごろから準備をしておく。

【参集手段】

- 徒歩、自転車、バイク等（自家用車は避ける。）

【参集場所】

- 団長、副団長、方面隊長・・・あま市役所
- 他団員・・・各分団詰所

ポイント

- 乗用車による参集は、道路状況により参集途上の車両放置や渋滞を助長するおそれもある。また、参集場所に駐車場が確保できないことも考えられ、結果、参集遅延や緊急車両等の通行障害に繋がる可能性があるため、極力控えるものとする。
- 遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、極力、同僚団員等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えることとする。
- 参集場所が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨を張り紙等により示しておく。

4 参集途上での活動

【情報収集、被害状況把握】

- 交通の状況（道路交通障害、橋梁損壊、鉄道損壊など）
- 施設の状況（建物損壊、火災、ガス漏れ、危険物の流出など）
- 地域の状況（閉じ込め、逃げ遅れ、負傷者の発生、崖崩れ、液状化など）
- 避難場所、公共施設等の重要箇所の被害状況

●その他必要事項

【災害対応】

- 通報・駆込み等による消防隊等の出動要請
- 必要に応じ、初期消火、避難指示・誘導、救出、応急手当
- その他

ポイント

- 消防団員が参集途上において行う情報収集や対応活動は極めて有効である。収集した情報は、その後の消防活動に大きく影響する場合があることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告等を行うことが重要である。
- 参集途上における消火・救出等の活動について、速やかに処置可能と判断できる場合や緊急を要する場合は、付近住民等の協力を得るなどして対応すべきであるが、それ以外の場合は、速やかに組織活動に移行するために、参集することを優先する。

(参考) 東日本大震災における団員の参集状況

発災直後、全団員の3割が指定場所（詰所等）に参集し、3割が直接現場（避難誘導や水門閉鎖）に向かった。残り4割は遠隔地に居たなどで参集していない。

5 参集場所に到着

- 参集途上に把握した情報や活動内容の報告、取りまとめ
- 参集状況の報告、取りまとめ
- 家族の安否や自宅の被害状況の報告、取りまとめ、未参集団員の安否確認
- 活動拠点が被災により使用不能な場合は、代替活動拠点への移動
- 必要に応じた通報（関係機関への出動要請）

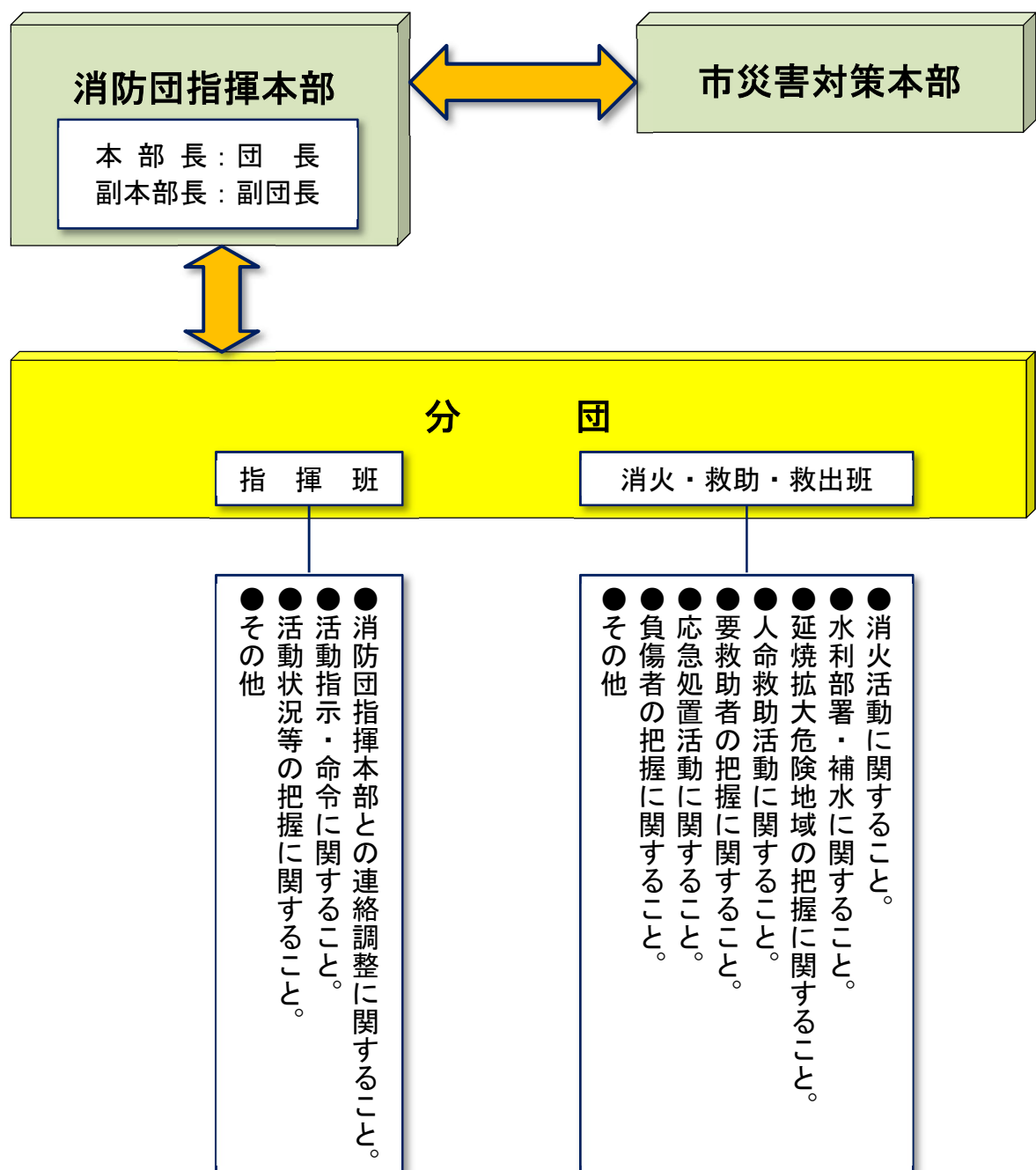
ポイント

- 活動拠点が被災により使用できない場合を想定し、あらかじめ代替施設を取り決めること。
- 参集後、即活動開始ではなく、活動体制が整ったことを確認し、分団長又は上級団員の指揮の下、活動を開始すること。

第3章 参集後の具体的な行動手順

【班編成及び行動】

- 正副団長及び方面隊長は、消防団指揮本部として参集する。
- 分団は、以下を考慮しながら分団長等の裁量により柔軟に対応する。
 - ・参集状況（人数）に応じた班編成
 - ・発生している災害の規模や種類に応じた班編成
 - ・消防団指揮本部や市災害対策本部からの活動指示・要請に対応できる班編成



【各班単位での活動】

時間経過	消防団指揮本部	分 団	
		指揮班	消火・救助・救出班
地震発生 参集	○参集団員からの情報収集、記録 ○災害対策本部からの情報収集、記録（管内被害状況、災害受付状況、時系列記録など） ○災害対策本部への情報提供（参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況など） ○災害対策本部からの指示、要請に伴う分団員等への活動指示	○分団員の参集状況確認、記録 ○参集団員からの情報収集、記録 ○収集情報に基づく活動指示、通報、応援要請など ○消防団指揮本部との調整に基づく分団員への活動指示 ○消防団指揮本部への情報提供、報告（参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況など）	○災害現場における消火、救助、救出活動 ○管内パトロールによる被害状況把握
2・3 時間 ～	○上記活動の継続 ○分団参集状況確認 ○分団活動状況確認 ○各分団の把握する被害状況確認 ○団員やその家族の安否情報確認 ○団施設・装備等の被害状況確認 ○分団間の応援派遣の要否検討 ○他団への支援要請の要否検討	○上記活動の継続 ○分団員及びその家族等の被災状況等把握 ○未参集分団員の安否確認 ○団施設等の被害状況確認 ○活動団員の疲労度等把握、休憩指示 ○必要資機材、燃料等の把握、調達 ○食料や飲料水等の調達、配布	○上記活動の継続
24 時間 ～	○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立 ○住民広報やパトロールの実施指示（通電開始、ガス開栓時） ○活動内容の把握と検討・調整	○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立	○上記活動の継続

【初動からの優先順位】

活動内容	初動	3 時間	1 日目	3 日目	4 日目 以降	他機関 との連携
情報収集	◎	◎	◎	◎	◎	○
避難誘導・広報	◎	○	×	×	×	×
消火	◎	◎	◎	◎	◎	○
救助・救護	◎	◎	○	○	×	○
搜索	×	×	○	◎	◎	○
瓦礫撤去	×	×	○	○	◎	○
交通整理	×	×	○	○	○	◎
応援隊との連携	×	×	○	○	◎	○
遺体搬送	×	×	○	○	◎	○
避難所支援	×	×	×	×	○	◎
物資搬送	×	×	×	×	○	◎

※凡例：◎＝原則として行う。○＝必要に応じて行う。×＝原則として行わない。

第4編 安全管理と活動のポイント

《安全管理の意義》

震災現場は、阪神・淡路大震災のように倒壊建物や道路の陥没などの危険要因が無数にあり、加えて、東日本大震災のように津波による被害が発生することも想定される。さらに震災現場という異常な雰囲気により、心理も不安定な状況になることから事故発生の危険が高くなっている。

こうした中、「事故に遭遇しない」、「事故を起こさない」ように自分の身を守ることが最も重要であり、そのことがその後の消防活動において多くの人命を救出することに繋がることを認識しておく必要がある。

1 避難誘導

- 風向き、火災状況、道路状況等を考慮し、安全な避難経路を見極める。
- 住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- 切れた電線、道路の陥没、上方からの落下物などに留意する。
- 歩行不可能な者が居れば、住民等に協力を求め担架等により搬送する。
- 発令される警報や、余震などに注意する。
- 安全な箇所まで要する時間を把握しておく。

2 捜索・救助

- 周囲の人から避難行動要支援者の有無や不明者など、必要情報を収集する。
- 作業しやすい場所から除去・破壊を行う。
- 除去・破壊により建物が倒壊するおそれがあるので注意する。
- 要救助者の状況によっては付近住民の協力を仰ぐとともに、必要資機材（ノコギリやスコップ、はしご、ジャッキなど）の調達についても協力を求める。
- やむを得ず建物内部に進入する際は、余震等による倒壊危険に備え、空間を角材で補強したり、ロープによる固定を行う。
- 周囲の状況（火災の発生や危険物・ガスの漏洩など）や発令される警報に留意するとともに、余震を警戒しながら活動を行う。

3 火災防ぎょ

- 火災の延焼方向に留意し、人命救助優先の活動を行う。
- 消火栓などは使用できないことが考えられることから、防火水槽や自然水利の利用を考慮する。
- ポンプや必要資機材を搬送する際、必要に応じて付近住民に協力を求める。
- 消火活動を行う際には、延焼方向や建物の倒壊に留意するとともに、人命危険や延焼拡大危険の高い地域、また、医療施設や社会福祉施設、避難場所などの消火活動を優先する。
- 火災防ぎょ中や鎮火後においても、地震の揺れと火災の影響により倒壊する危険が高いため、建物内への内部進入は極力行わないものとする。

4 応急救護

- 負傷者に対し、必要な応急手当を施すとともに、応急救護所や付近病院への搬送、また、救急隊の要請を行う。
- 負傷者は、逃げ遅れなどの重要な情報を有している場合があるので、可能な限り聴取し、指揮班などに報告する。
- 血液や嘔吐物からの感染のおそれがあるため、自分の目や口を保護するとともに、手に傷口等ある場合は直接触れないようにする。
- 負傷者の応急手当や搬送、必要資機材の搬送など、人手が必要な場合は付近住民に協力を求める。

5 現場指揮

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて活動団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 警報や余震等に留意し、危険要素がある場合は活動団員を避難、撤退させる。
- 危険性のある現場では、必要により「安全管理員」を配置する。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいたことが予想されるので、言動には留意させる。
- 消防団員のみでの活動には固執せず、付近住民に協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時には、速やかに報告することを徹底させる。

(参考) 東日本大震災の際に消防団員が行った活動 (※消火や救助・救護の他)

- 所有重機による避難路・進入路の確保 (瓦礫撤去)
- 遺体捜索・搬送
- 防犯のためのパトロール
- 避難所運営の支援
- 炊き出し
- 支援物資の搬送、配布
- 給水活動
- 高齢者宅への戸別訪問による安否確認
- 道路損壊箇所など危険箇所へのセーフティコーンの設置
- 応援部隊の道案内
- 避難所・救護所における高齢者等のケア (女性消防団員) など

(参考) 震災と消防団員の公務災害

東日本大震災で活動中に死亡した消防団員は198名とされており (公務災害として認定～平成24年3月31日現在)、その約6割が『避難誘導中』に被災している。

総務省消防庁が設置した検討会によると、この震災で消防団員が多く犠牲になった理由として、①想像を超えた津波、②危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務、③情報の不足、④地域住民の防災意識の不足 が挙げられている。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、不眠不休で作業をしていた消防団員1名が発災から9日後に心筋梗塞で死亡し公務災害認定を受けたほか、消防団活動中に6名の団員が受傷し、公務災害認定を受けている。

第5編 心のケア

《惨事ストレスについて》

その職務を通して、日常的に、トラウマを引き起こすような出来事やその被災者に接することで生じるストレスの一種を「惨事ストレス」と言う。消防団員をはじめ、消防士、警察官、自衛官、海上保安官、医師や看護師なども惨事ストレスを体験すると考えられている。

東日本大震災では、消防団員が多くの遺体の搜索や搬送、そして仲間の死に直面するなど、精神的に相当なストレスを受けた状態にあった。そうした惨事ストレスは、精神的、身体的、情動的及び行動的に影響を及ぼし、公私にわたって様々な障害をもたらすこととなる。

まずは惨事ストレスを理解するとともに、同じ体験をした仲間同士で話し合うことや、自分でリフレッシュすることがストレス解消のために必要となってくる。

1 惨事ストレスの原因

【惨事ストレスを引き起こすような出来事】

- 家族の死亡等、家族を思い出させるような悲惨な現場での活動
- 多数の死傷者が発生、又は著しい身体の損傷等、凄惨な現場での活動
- 非常に危険又は不安定・不明確な状況下で極度の不安や緊張感を伴う活動
- 同僚の死傷等、衝撃的な現場での活動
- 罵声を浴びるなどの衆人環視の中での活動 など

【惨事ストレスを引き起こすような心境】

- 使命と責任がある・・・
- 弱音を吐くことはタブーだ・・・
- 社会的に期待されている・・・
- 災害現場から逃げられない・・・ など

2 惨事ストレス体験後の典型的な反応

災害、事件、事故などの現場で受ける衝撃により、被災者を支援する側も被災者と同じような影響が現れる。そのほとんどは、当たり前の反応であり、「異常な状況による正常な反応」と理解できる。例えば、悲惨な光景がなかなか頭から離れない、体験を思い出させるものに近づきたくない、気が高ぶってしまう、眠れなくなるなどの反応が見られる。

【トラウマ反応】

- 当時の場面を何かのきっかけで思いだし、嫌な気分になる。
- 出来事に関する悪夢を見る。
- 眠れない、イライラ、過敏、あるいは、これまで以上に注意深くなる。
- 出来事を思いだしそうな人、場所、状況を避ける。
- これまで楽しんでいたことを避ける。

【解離】

- 茫然としている。
- 記憶が途切れている。
- 感情が湧かない。

【自責感・生き残りの罪悪感】

- あの時～していれば、要救助者を助けることができたかも・・・
- 自分が無事であったことを責める。

【仕事に対する意欲の低下】

- これだけ～したのに、組織は・・・
- こんな思いをしているのに誰もわかってくれない。
- 仕事を辞めたいと思うことがしばしばある。
- こんなことになるのであれば必死に頑張らず適当にしておけばよかった。

【その他】

- うつ
 - ・気持ちのエネルギーが枯渇した状態
 - ・主な症状として、気分の落ち込み、活力及び意欲の低下、思考力及び集中力の低下、悲哀及び自信喪失、睡眠障害、肩こり、頭痛、自殺念慮、自殺企図などがある。
- アルコール問題
 - ・普段より極端に量が増える。
 - ・自分でお酒の量をコントロールできない。
 - ・家族や同僚がお酒の量や飲み方について心配する、注意する。

こうした反応のほとんどは一時的で、多くの人の場合は自然と回復していく。

しかし、中にはこうした反応が治まらず、イライラや意欲の低下が続き心身に不調をきたす場合が出てくる。

3 理解と解消法

惨事ストレスは、誰にでも起こり得る人間の正常な反応であることを理解することが必要となる。活動により怪我をするリスクがあることと同様に、惨事ストレスについても活動することにより発生するリスクの一つであると認識しておく必要がある。

個人差はあるので「自分は大丈夫だから、あの人も大丈夫だろう」とか、「皆、何ともなかったから、自分も何ともないだろう」とか、勝手な物差しで心の中を計ることは良くないことである。

(1) 心理的反応をよく理解する

惨事ストレスは誰もが影響を受ける可能性があり、その影響は「異常な状況に対する正常な反応」であることを理解する。

(2) 日常のペースを取り戻す

9割以上の人は専門家の助けがなくてもトラウマから回復すると言われていく。自然な回復を促進させるには、日頃のペースを取り戻すことが大切である。十分な休息を取った後は、できるだけ日常業務をこなしていくことが重要である。

(3) 気分のリフレッシュを図る

問題の解決には至らなくても、少しの間、つらい気持ちを紛らわせることも大切である。趣味や適度な運動は気分のリフレッシュに効果的である。

(4) 家族や友人を大切にする

いざという時に頼れるのは家族や友人である。つらい時、詳細な業務内容について語らずとも、一緒に過ごすことだけで気持ちが晴れることもあり、同期や同僚に話を聞いてもらうだけでも楽になることがある。

(5) 専門家を利用する

火事場や事故現場ではうまく立ち回れる消防団員も、メンタルヘルスに関する知識を十分には備えているとは言えない。眠れない、食べられない状態が続くようであれば医師に相談すること。ひとりで悩みや心配事を抱え込まず、精神科や心療内科等の専門家を上手に利用すること。かかりつけ医でも十分である。

第6編 消防団資器材等整備目標

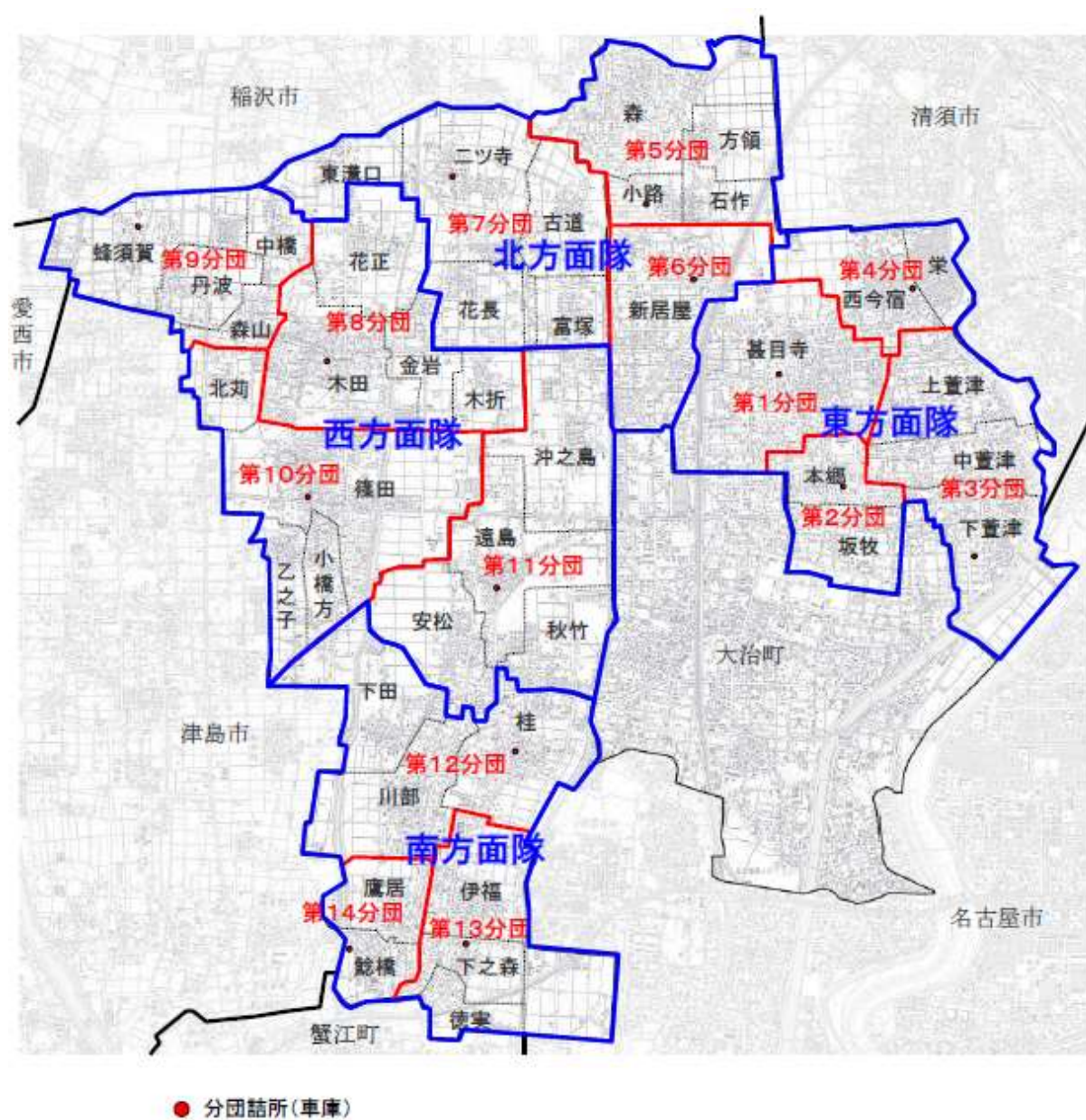
従来の消防団は、装備や資器材が火災対応に特化しているため、大規模災害が発生した場合には、準備が十分に整っていないのが現状である。

そのため、市では、消防団の機能強化を図るため、長期的な展望に立ち、以下の項目について整備目標を定め、実施に向けての努力を継続していく。

整備目標	具体的項目	対策・必要資機材
活動拠点の強化	詰所の地震対策	・ 詰所の建て替え ・ 家具の転倒防止、ガラス飛散防止 ・ 休息環境の最低限確保(寝袋、調理器具など) ・ 衛生用品(例：し尿処理剤、ウェットティッシュなど) ・ その他必要と認めるもの(例：乾電池など)
	飲料水・食料の備蓄	・ 保存水、非常食 ・ ウォータータンク ・ 食器類、サランラップなど
情報収集能力の向上	通信機器の整備	・ 省電力トランシーバーの導入 ・ インターネット環境の整備 ・ タブレット端末の導入
	情報収集能力の向上	・ 情報シート ・ 分団管内地図(例：学区区域図の活用)
救助資機材の整備	救助資機材	・ 切断、破壊、重量物排除器具 ・ その他の携行器具 ・ 救助ロープ ・ その他必要と認めるもの
	救急資機材	・ 搬送器具(担架) ・ 応急処置(外傷)セット ・ その他必要と認めるもの
教育訓練の充実	震災対応訓練	・ 遠距離中継訓練 ・ 震災救助訓練
	各種研修の受講	・ 図上訓練 ・ メンタルヘルス

資料編

1 あま市消防団分団区域図



2 分団詰所

方面隊	分団名	担当区	分団詰所住所（所在地）
東方面隊	第 1 分団	甚目寺	甚目寺東門前 2 4 番地 （甚目寺観音内）
	第 2 分団	本郷・坂牧	本郷柿ノ木 9 9 番地
	第 3 分団	下萱津・中萱津・ 上萱津	上萱津上野 8 7 番地 （上萱津コミュニティ防災セン ター内）
	第 4 分団	栄・西今宿	西今宿梶村一 1 1 番地
北方面隊	第 5 分団	森・方領・石作・ 小路	小路三丁目 7 番地 8 （小路公民館）
	第 6 分団	新居屋	新居屋郷 7 8 番地
	第 7 分団	二ツ寺・東溝口・ 花長・富塚・古道	二ツ寺三本松 7 3 番地 （旧美和給食センター）
西方面隊	第 8 分団	花正・木折・金岩・ 木田	木田東 3 8 番地 1 （木田公民館敷地内）
	第 9 分団	森山・中橋・丹波・ 蜂須賀	蜂須賀北本郷 1 3 4 2 番地 （蜂須賀公民館敷地内）
	第 1 0 分団	篠田・北苅・小橋方・ 乙之子	篠田寺後 5 5 番地 1 （篠田公民館）
	第 1 1 分団	沖之島・遠島・安松・ 秋竹	七宝町遠島八幡島 7 1 7 番地 （遠島公民館）
南方面隊	第 1 2 分団	桂・下田・川部	七宝町桂宮附 1 5 番地 （桂公民館）
	第 1 3 分団	伊福・下之森・徳実	七宝町下之森屋敷 5 7 0 番地
	第 1 4 分団	鷹居・鯉橋	七宝町鯉橋一丁目 9 番地 2 （熊野神社敷地内）

3 耐震性防火水槽（全て埋設）

番号	分団名	場 所	容量(m ³)	備 考
1	第1分団	甚目寺五位田 126 番地 1	100.00	飲料水兼用
2	第2分団	本郷取替 101 番地（本郷1号公園）	40.00	
3	第2分団	本郷柿ノ木 93 番地（本郷4号公園）	43.00	
4	第2分団	本郷花ノ木 71 番地（本郷5号公園）	40.00	
5	第3分団	下萱津山伏 57 番地（山伏公園）	43.00	
6	第3分団	中萱津大坊 5 番地（中萱津第2ちびっこ広場）	40.00	
7	第4分団	栄平割四 10 番地 7	40.00	
8	第4分団	西今宿平割二 25 番地（老人福祉センター駐車場）	40.00	
9	第4分団	西今宿梶村二 38 の 3 番地（栄1号公園）	42.80	
10	第4分団	西今宿梶村一 11 番地（第4分団詰所）	40.00	
11	第5分団	森六丁目 7 番地（森1号公園）	40.00	
12	第5分団	森六丁目 26 番地（森2号公園）	43.00	
13	第5分団	森七丁目 20 番地（森3号公園）	56.16	
14	第5分団	小路一丁目 4 番（小路1号公園）	40.00	
15	第6分団	新居屋東高田 50 番地（新居屋保育園）	40.00	
16	第7分団	二ツ寺屋敷 124 番地	60.00	
17	第7分団	二ツ寺三本松 106 番地西の道路	40.00	
18	第7分団	二ツ寺揚山 94 番地東の道路	40.00	
19	第7分団	花長上町田 52 番地東の道路	52.00	
20	第7分団	花長川内 28 番地	40.00	
21	第7分団	花長茶木島 22 番地	40.00	
22	第7分団	花長六反田 1 番地 1 東の道路	31.00	
23	第7分団	花長堀上 33 番地西の道路	61.00	
24	第7分団	花長下町田 29 番地 1 西の道路	42.00	
25	第7分団	花長六反田 43 番地西の道路	43.00	
26	第7分団	花長うしや 8 番地西の道路	52.00	
27	第7分団	花長新堀 15 番地 2 東の道路	37.00	
28	第7分団	富塚西間曾 10 番地 3	37.00	
29	第7分団	富塚東間層 14 番地南の道路	52.00	
30	第7分団	富塚長堀 29 番地 2 東の道路	40.00	
31	第7分団	富塚向 2 番地東の無地番地（道路）	40.00	
32	第7分団	富塚郷 13 番地 1、坂田 6 番地	40.00	
33	第7分団	富塚七反地 38 番地 1 東の道路	40.00	
34	第7分団	富塚先速 53 番地西の道路	40.00	
35	第7分団	富塚郷 1 番地	46.00	
36	第7分団	富塚十の坪 59 番地西の道路	46.00	
37	第7分団	富塚地蔵堂 92 番地 1 東の道路	40.00	
38	第7分団	古道屋敷 246 番地 3（道路）	53.00	
39	第7分団	古道一本松 69 番地 1（道路）	40.00	
40	第7分団	古道与六 732 番地 15	47.00	
41	第7分団	古道白粉田 72 番地（道路）	40.00	
42	第7分団	古道白粉田 546 番地 1	48.00	
43	第8分団	木折寺田 1 番地 1 西の道路	40.00	
44	第8分団	木田五反田 124 番地 1（美和児童館東）	40.00	
45	第8分団	木田猪ノ木 24 番地 1（道路）	50.00	
46	第8分団	木田高出 32 番地 1 東の道路	42.00	
47	第8分団	木田庄兵衛前 31 番地 2（道路）	40.00	

番号	分団名	場 所	容量(m ³)	備 考
48	第8分団	木田東屋敷北切4番地南の道路	40.00	
49	第8分団	木田徳左4番地4	40.00	
50	第8分団	木田申尾7番地1(郷西公園)	42.00	
51	第8分団	木田八反田25番地1北の道路	95.80	
52	第8分団	木田道下17番地南の道路	40.00	
53	第8分団	木田東阿弥陀30番地1(道路)	40.00	
54	第8分団	木田小塚4番地4(道路)	40.00	
55	第9分団	森山江端49番地(道路)	50.00	
56	第9分団	中橋明円20番地1西の道路	40.00	
57	第9分団	中橋明円25番地西の道路	40.00	
58	第9分団	中橋廻間64番地63(中橋ちびっこ広場)	40.00	
59	第9分団	中橋郷中107番地東の道路	40.00	
60	第9分団	丹波中切1番地(道路)	40.00	
61	第9分団	丹波中切41番地、42番地(道路)	40.00	
62	第9分団	丹波南屋敷15番地(道路)	40.00	
63	第9分団	蜂須賀東五反地603番地(従前地・道路)	40.00	
64	第9分団	蜂須賀上郷合1535番地(従前地・道路)	40.00	
65	第9分団	蜂須賀東道上2216番地1(道路)	40.00	
66	第9分団	蜂須賀東杵ノ下2199番地1(従前地・道路)	40.00	
67	第9分団	蜂須賀中島1737番地(従前地・道路)	40.00	
68	第9分団	蜂須賀南西浦925番地(従前地・道路)	40.00	
69	第10分団	篠田二丁目111番地、112番地(道路)	60.00	
70	第10分団	篠田高畑23番地4、30番地14、無知番地	60.00	
71	第10分団	篠田虱掛45番地1(道路)	40.00	
72	第10分団	篠田小塚東10番地南の道路	45.40	
73	第10分団	篠田二丁目124番地(篠田保育園東道路)	43.80	
74	第10分団	篠田南大門29番地4北の道路	43.80	
75	第10分団	篠田中分32番地2(道路)	43.80	
76	第10分団	篠田南長無38番地(道路)	40.00	
77	第10分団	篠田森後16番地(森後公園)	44.10	
78	第10分団	篠田向島22番地1	40.00	
79	第10分団	篠田三田畑46番地西の道路	43.80	
80	第10分団	篠田稻荷76番地(稻荷公園)	44.10	
81	第10分団	篠田長掘35番地(公園)	44.10	
82	第10分団	篠田八原79番地(八原公園)	44.10	
83	第10分団	篠田苅萱島25番地1北の道路	40.00	
84	第10分団	篠田西島16番地5西の道路	40.00	
85	第10分団	篠田乙柳13番地1	40.00	
86	第10分団	北苅郷東93番地(道路)	40.00	
87	第10分団	北苅郷東21番地北の道路	40.00	
88	第10分団	北苅上深坪22番地東の道路	40.00	
89	第10分団	北苅郷中46番地東の道路	40.00	
90	第10分団	北苅二反田42番地東の道路	40.00	
91	第10分団	小橋方田中528番地24(公園)	59.40	
92	第10分団	小橋方東壺町田253番地	44.00	
93	第11分団	七宝町沖之島高畑187番地(道路)	40.00	
94	第11分団	七宝町沖之島中折202番地(道路)	18.00	
95	第11分団	七宝町沖之島中折202番地(道路)	30.00	
96	第11分団	七宝町沖之島東屋敷63番地	40.00	
97	第11分団	七宝町遠島十坪117番地(七宝北中学校)	40.00	

番号	分団名	場 所	容量(m ³)	備 考
98	第 1 1 分団	七宝町遠島十三割 2039 番地 (ア-トゥ イレッジ)	60.00	飲料水兼用
99	第 1 1 分団	七宝町遠島大切戸 1296 番地 (宝小学校)	40.00	
100	第 1 1 分団	七宝町遠島宮西 458 番地 3 (児童公園)	40.00	
101	第 1 1 分団	七宝町遠島八幡島 717 番地 (遠島公民館)	40.00	
102	第 1 1 分団	七宝町遠島八幡島 424 番地 2 北の道路	40.00	
103	第 1 1 分団	七宝町安松十三丁目 51 番地北の道路	40.00	
104	第 1 1 分団	七宝町安松十三丁目 91 番地 1 北の道路	40.00	
105	第 1 1 分団	七宝町安松十四丁目 79 番地北の道路	40.00	
106	第 1 1 分団	七宝町安松十四丁目 37 番地北の道路	40.00	
107	第 1 1 分団	七宝町安松二丁目 1 番地北の道路	40.00	
108	第 1 1 分団	七宝町安松十二丁目 49 番地北の道路	40.00	
109	第 1 1 分団	七宝町安松内崩 305 番地南の道路	40.00	
110	第 1 1 分団	七宝町秋竹中道 358 番地 (秋竹小学校)	40.00	
111	第 1 1 分団	七宝町秋竹宮西 596 番地 1	40.00	
112	第 1 2 分団	七宝町桂河原 1296 番地 2	40.00	
113	第 1 2 分団	七宝町桂藪之内 105 番地 (道路)	40.00	
114	第 1 2 分団	七宝町桂宮附 15 番地 (桂公民館)	40.00	
115	第 1 2 分団	七宝町桂弥勒 28 番地 1 (七宝グラウンド)	40.00	飲料水兼用
116	第 1 2 分団	七宝町下田西長代 1370 番地 4 (道路)	40.00	
117	第 1 2 分団	七宝町下田町田 59 番地 (道路)	40.00	
118	第 1 2 分団	七宝町下田前並 68 番地 (道路)	40.00	
119	第 1 2 分団	七宝町川部壱屋敷 55 番地	40.00	
120	第 1 2 分団	七宝町川部壱屋敷 16 番地	40.00	
121	第 1 2 分団	七宝町川部山王 67 番地 (七宝小学校)	40.00	
122	第 1 3 分団	七宝町伊福河原 28 番地 1 (伊福小学校)	40.00	
123	第 1 3 分団	七宝町伊福河原 28 番地 1 (伊福小学校)	100.00	飲料水兼用
124	第 1 3 分団	七宝町下之森屋敷 570 番地	40.00	
125	第 1 4 分団	七宝町鷹居三丁目 71 番地	44.00	

4 指定避難所

分団名	避難所名	所在地	電話番号
第1分団	甚目寺公民館	甚目寺二伴田 65 番地	444-1621
	甚目寺会館	甚目寺東大門 8 番地	443-1400
	甚目寺南防災センター	甚目寺須原 20 番地	446-4400
	甚目寺小学校	甚目寺寺西 40 番地	444-0040
	甚目寺中学校	甚目寺二伴田 76 番地	444-0074
第2分団	甚目寺南児童館(本郷憩の家)	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753
	甚目寺南中学校	本郷八尻 6 番地	443-1511
	坂牧コミュニティ防災センター	坂牧阿原 25 番地	445-9300
第3分団	下萱津コミュニティ防災センター	下萱津山伏 8 番地	443-0019
	コミュニティプラザ 萱津	中萱津法慶寺 24 番地	449-2711
	甚目寺南小学校	中萱津西ノ川 40 番地	442-4717
	上萱津コミュニティ防災センター	上萱津上野 87 番地	449-7450
第4分団	人権ふれあいセンター	西今宿平割二 32 番地	444-5393
	甚目寺老人福祉センター	西今宿平割二 25 番地	443-2033
	甚目寺総合福祉会館	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
	甚目寺総合体育館	西今宿馬洗 56 番地	443-8151
	甚目寺東小学校	西今宿六反割 60 番地 1	441-4493
第5分団	甚目寺北児童館(森憩の家)	森二丁目 6 番地 2	445-1367
第6分団	新居屋防災センター	新居屋江上田 14 番地 28	445-5360
	甚目寺西児童館(新居屋憩の家)	新居屋東高田 58 番地	442-0083
	甚目寺西小学校	新居屋三反通 11 番地	443-0024
第7分団	正則小学校	二ツ寺三本松 46 番地	444-1073
第8分団	美和保健センター	花正中之割 2 番地	443-3838
	美和文化会館	花正地先 1 番地 1	449-1070
	美和東小学校	木折寺田 1 番地 3	441-8577
	美和情報ふれあいセンター	木田丁子ノ口 6 番地 1	444-1712
	美和児童館	木田五反田 124 番地 1	443-5454
	美和小学校	木田小島 55 番地	444-1047
	美和中学校	木田丁子ノ口 1 番地	444-1026
第10分団	篠田防災コミュニティセンター	篠田三丁目 51 番地	444-1712
	篠田小学校	篠田十王堂 59 番地	444-1059
	美和高等学校	篠田五ツ藤 1 番地	443-1700
第11分団	七宝焼アトヴィレッジ	七宝町遠島十三割 2000 番地	443-7588
	宝小学校	七宝町遠島大切戸 1296 番地	444-8294
	七宝北中学校	七宝町遠島十坪 117 番地	441-7700
	七宝公民館	七宝町安松小新田 2337 番地	444-2511
	秋竹小学校	七宝町秋竹中道 358 番地	442-8553
第12分団	七宝保健センター	七宝町桂弥勒 28 番地	441-5665
	七宝小学校	七宝町桂角田 1777 番地	444-2035
	七宝中学校	七宝町川部山王 4 番地	444-2051
第13分団	七宝総合体育館	七宝町伊福宮東 3 番地 1	441-5001
	伊福小学校	七宝町伊福河原 28 番地	444-8297

5 水防倉庫及び備蓄資機材（海部地区水防事務組合管理）

設 置 場 所			あ ま 市					
倉 庫 名			七宝 第二	美 和	花 正	篠 田	甚目寺	甚目寺 第二
主 要 資 材	杭木（4m以上）	本		200			30	
	杭木（3m以下）	本		620	200	100	600	100
	鋼杭（1m）	本	90		50	94	40	50
	縄	kg	108.3	99	27	13	99	17.5
	鉄線	kg	231.1	148	81.5	81.5	128	48.9
	土のう用袋	枚	21,000	34,750	24,700	24,600	74,900	21,000
	大型土のう用袋	枚	40	40	40	30	40	30
	ブルーシート	枚	60	(30) 40	50	50	50	40
	ビニールシート	本	16	7	10	8	8	3
主 要 器 材	たこづち	丁	25	13	10	5	10	5
	掛矢	丁	31	12	19	5	17	10
	スコップ	丁	105	68	22	30	93	18
	鋸	丁	16	2	8	5	11	3
	おの	丁	19	5		5	5	
	ペンチ	丁	9	9	5	3	6	3
	ハンマー	丁	6	5	3	3	3	3
	大ハンマー	丁	24	13	15	10	14	10
	シノ	丁	22	7	3	3	5	5
	鎌	丁	28	15	10	5	31	5
	一輪車	台	12	6	4	5	3	5
	クリッパー	丁	15	9	15	5	6	3
	なた	丁	12	9	5		10	3
	ツルハシ	丁	10	20	5	5	5	3
	み	丁	40	25	18	20	20	10
	アルミリヤカー	台	3	1	4	1	3	1
	はしご	基	5	2	3	2	3	2

設 置 場 所			あ ま 市					
倉 庫 名			七宝 第二	美 和	花 正	篠 田	甚目寺	甚目寺 第二
主 要 器 材	発電機	台	2		5		1	
	投光器（発電機 搭載）	台	3		4		4	
	強力ライト	個	(45)	(25) 40	10	10	(15) 29	
	キャップライト	個	(20)	40	20	20		
	救命胴衣	着	15	(10) 30			(10) 20	
	小型排水ポンプ	台	2		3		4	
	水中ポンプ	台	2		2		1	
	チェーンソー	台	3		6		1	
	船艇	艇	2	1	1		2	1
	船外機	台	2		2			1
	ゴムボート	艇			1		2	2

(令和7年4月1日現在)

6 関係機関連絡先

(1) あま市

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
災害対策本部	七宝町沖之島深坪 1 番地	444-0862	441-8330	
危機管理課	七宝町沖之島深坪 1 番地	444-0862	441-8330	消防団事務局
土木課	七宝町沖之島深坪 1 番地	441-7113	441-8387	河川道路管理
上水道課	木田戌亥 3 4 番地	441-7115	441-7137	消火栓管理 (七宝・美和)

(2) 消防機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
海部東部消防組合 消防本部	七宝町遠島十坪 1 1 9 - 1	442-0119	442-3180	
海部東部消防組合 北分署	新居屋岩屋 7 5	443-0119	443-0159	

(3) 名古屋市機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
上下水道局 中村営業所	中村区城屋敷町 2 丁目 6 - 1 (旧北部管理セン ター)	419-5666	419-5775	消火栓管理 (甚目寺)

(4) 県機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
津島警察署	津島市西柳原町 2-8	0567-24-0110		
尾張建設事務所	名古屋市中区三の 丸 2-6-1	961-7211	961-7863	河川管理
海部建設事務所	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111	0567-24-2147	河川道路管理

(5) 国機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
陸上自衛隊 守山駐屯地	名古屋市守山区守 山 3-12-1	791-2191		

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所	名古屋市北区福德町 5-52	914-6711		庄内川管理
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道維持 第四出張所	名古屋市名東区社口 2-201-1	774-8720	774-8732	国道 302 号線 管理

(6) ライフライン

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
中部電力津島営業所	津島市今市場町 4-27-1	0120-929-475		七宝・美和
中部電力中村営業所	名古屋市中村区太閤通 7-32	0120-929-467		甚目寺
東邦ガス中村営業所	名古屋市中村区太閤通 5-39	471-1151		

(7) 公共交通機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
名鉄甚目寺駅	甚目寺郷浦 35	444-0062		
名鉄七宝駅	七宝町沖之島返上地 82	0586-23-2714 (一宮駅)		無人駅
名鉄木田駅	木田道下 54-2	449-1317		

(8) その他

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
中日本高速道路名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター	名古屋市名東区姫若町 57	702-7801		名古屋第二環状自動車道管理
中日本高速道路名古屋支社 桑名保全・サービスセンター	桑名市大字蓮花寺字鍋谷 608-2	0594-23-3561		東名阪自動車道管理

7 各予警報の基準地点等

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者 (量水標管理者)	対象団体
木曽川	木曽成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸 24.1km 付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曽川 下流河 川事務 所長	海部地区 水防事務組合
	葛木	愛西市葛木町 (左岸 18.3km 付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9		
	弥富	弥富市小島町 (左岸 8.8km 付近)	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9		
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (左岸 25.4km 付近)	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5		
庄内川	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井 (右岸 15.7km 付近)	4.60	5.60	6.30	9.08	11.22 11.35	庄内川 河川事 務所長	名古屋市・清須 市・海部地区 水防事務組合

(2) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	はん濫危険水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者 (量水標管理者)	対象団体
新川	水場川外水位	清須市阿原 (右岸 16.00km 付近)	T.P. 2.00	T.P. 3.00	T.P. 3.90	T.P. 5.20	T.P. 6.24 6.28	尾張建 設事務 所長	海部地区水防事 務組合・名古屋 市・稲沢市・清 須市・北名古屋 市・豊山町・大 治町・あま市
日光川	戸苅	一宮市萩原町築込 (左岸名鉄尾西線上流 170m)	T.P. 1.70	T.P. 2.30	T.P. 2.60	T.P. 3.50	T.P. 4.40 4.49	一宮建 設事務 所長	愛知県尾張水害 予防組合・海部 地区水防事務組 合・名古屋市
	古瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線下流 500m)	T.P. 0.90	T.P. 1.30	T.P. 1.50	T.P. 2.00	T.P. 3.20 3.04	海部建 設事務 所長	

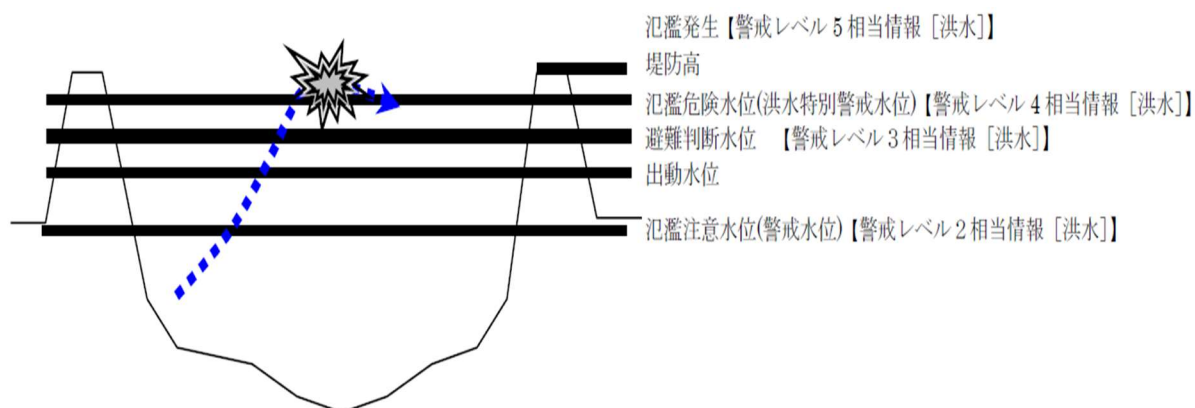
(3) 水位情報周知を行う知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	出動	避難判断 (特別警戒)	はん濫 危険 (危険)	
五条川	春日 (左岸 6.40km 付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. 5.05	T.P. 5.55	尾張建設事務所長
領内川	祖父江	T.P.	T.P.	T.P.	T.P.	T.P.	一宮建設事務所長

	(右岸 6.84km 付近)	(0.10)	(0.75)	(1.30)	1.60	2.10	
蟹江川	木 田 (左岸 9.81km 付近)	T.P. (0.50)	T.P. (0.90)	T.P. (1.20)	T.P. 1.30	T.P. 1.55	海部建設事務所長
福田川	新 居 屋 (左岸 10.0km 付近)	T.P. (-0.05)	T.P. (0.30)	T.P. (0.60)	T.P. 0.85	T.P. 1.10	海部建設事務所長

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

◆避難判断水位（特別警戒水位）のイメージ



8 重要水防箇所

(1) 庄内川水系（庄内川河川事務所）

河川名	位 置	左右	地 名	延長 (m)	種 別	重要度	摘 要 (水防工法)
庄内川	11.0k + 100m ~ 11.8k	右	あま市下萱津	740	越水 (溢水)	B	暫定堤防、堤防高・河 積不足（積土のう工）
庄内川	11.8k ~ 11.8k + 80m	右	あま市下萱津	80	越水 (溢水)	B	暫定堤防、堤防高不足 (積土のう工)
庄内川	11.8k + 80m ~ 11.8k + 190m	右	あま市下萱津	110	越水 (溢水)	B	堤防高不足 (積土のう工)
庄内川	11.8k + 190m ~ 13.6k + 100m	右	あま市下萱津	1,710	越水 (溢水)	B	堤防高・河積不足 (積土のう工)
庄内川	11.8k + 36m	右左	あま市下萱津	1箇所	工作物	B	余裕高不足 豊公橋

(2) 海部建設事務所管内

河川名	位 置	左右	地 名	延長 (m)	種 別	重要度	選定 理由	摘 要 (水防工法)
福田川	10.2k + 8m	左右	あま市新居屋 (名鉄鉄道橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力 不足	(積土のう工)
蟹江川	5.3k + 13m	左右	あま市七宝町鷹居 江向（鷹居橋）	1箇所	工作物	A	疎通能力 不足	(積土のう工)
蟹江川	7.0k + 220m	左右	あま市七宝町下田	1箇所	工作物	B	余裕高不	(積土のう工)

			地内（弓掛橋）				足	
蟹江川	9.2k + 45m	左右	あま市篠田堤添 （篠田橋）	1箇所	工作物	A	疎通能力 不足	（積土のう工）
蟹江川	9.8k + 30m ～ 9.8k + 90m	右	あま市木田東江西 下（名鉄線下流）	60	堤防 断面	B	堤防断 面不足	（積土のう工）
蟹江川	9.9k	左右	あま市金岩前浪 （名鉄橋）	1箇所	工作物	A	疎通能 力不足	（積土のう工）
蟹江川	9.9k ～ 9.9k + 40m	左	あま市金岩前浪 （名鉄橋上流）	40	堤防 断面	B	堤防断 面不足	（積土のう工）

河川名	位 置	左右	地 名	延長 (m)	種 別	重要度	摘 要 (水防工法)
萱津用水	10.8k + 50m ～ 12.9k	左	あま市上萱津、中 萱津、下萱津地内	2,050	越水、 漏水	B	（積土のう工） （月の輪工）
萱津用水	10.8k + 50m ～ 12.9k	右	あま市上萱津、中 萱津、下萱津地内	2,050	越水、 漏水	B	（積土のう工） （月の輪工）

9 緊急輸送道路（県指定）

(1) 第一次緊急輸送道路

道路の種類	道路の名称
高速自動車国道	東名阪自動車道
	名古屋第二環状自動車道
国道	302号線
県道	主要地方道 65号一宮蟹江線
	主要地方道 68号名古屋津島線

(2) 第二次緊急輸送道路

道路の種類	道路の名称
県道	主要地方道 59号名古屋中環状線
	主要地方道 79号あま愛西線
	一般県道 115号津島七宝名古屋線
	一般県道 126号給父西枇杷島線

(3) 緊急輸送道路網図【関係部分】（令和7年9月現在）



凡 例

—	第一次緊急輸送道路（計画路線）
—	第二次緊急輸送道路（計画路線）
—	第三次緊急輸送道路
◇	ジャンクション
○D	インターチェンジ、スマートインターチェンジ
○	県庁
●	県事務所、県建設事務所、支所、港務所、名古屋市土木事務所
+	県保健所
⊗	警察本部、警察署
Y	消防局、消防本部、消防組合、消防署
◎	市役所、支所
○	町村役場、支所、区役所
■	国土交通省
□	その他指定地方行政機関
▲	中日本高速道路㈱、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
▲	ライフライン管理者
▲	鉄道管理者
▲	報道機関
△	その他指定地方公共機関
≡	自衛隊
☆	浄水場、給水センター、水道事務所、浄化センター
○	広域進出拠点、進出拠点（広域受援計画）
◇	航空機用救助活動拠点候補地、救助活動拠点候補地（広域受援計画）
●	広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点、海上輸送拠点（広域受援計画）
★	地域防災計画における防災活動拠点（輸送・交通）
⊕	耐震強化岸壁
⊕	製油所・油槽所
⊕	災害拠点病院、赤十字血液センター
⊕	道の駅
⊕	発電所（主要なもの）
★	河川防災ステーション、浮体式防災基地
⊕	ヘリポートの離着陸場